

## 職員の懲戒処分について

地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）の規定に違反したことにより、同法第29条（懲戒）第1項第1号及び第3号の規定に基づき本日付で次のとおり職員の処分を行いましたのでお知らせいたします。

### 1 被処分者及び処分内容

| 所属        | 職名 | 年齢  | 処分内容 |
|-----------|----|-----|------|
| 消防署上湧別出張所 | 係長 | 40歳 | 免職   |

### 2 事案の概要

被処分者は、令和5年9月14日午後6時から10時頃まで遠軽町内の飲食店で飲酒后、佐呂間町内の自宅に帰宅しようとして駐車場に止めてあった自家用車を運転し、対向車と接触する物損事故を起こすなどしたうえ、午後11時8分、駆け付けた警察官により酒気帯び運転が発覚し、後日道路交通法違反により書類送検されたもの。

### 3 再発防止対策

服務規律の確保に関する通知を全所属に発出し綱紀粛正を図るとともに、職員一人ひとりに対して改めて飲酒運転の根絶をはじめとした法令遵守の再確認を行う。

### 4 消防長コメント

このたび、当組合職員の不祥事により住民の皆様の信頼を大きく損ねたことを深くお詫び申し上げます。皆様の生命、身体、財産を守る立場の消防職員が飲酒のうえ物損事故を起こしたことは誠に遺憾であり、当該職員に対しては、厳正な処分をもって対処いたしました。

本件を厳粛に受け止め、深く反省し、信頼回復に向けて職員の服務規律の確保と再発防止の徹底に取り組んでまいります。

令和6年3月18日

遠軽地区広域組合消防本部  
消防長 門脇和仁